

大正町市場協同組合チャレンジショップ運営規約

大正町市場協同組合

(趣旨)

1. この規約は大正町市場協同組合チャレンジショップ(以下、「チャレンジショップ」という。)の出店及び運営に際して、出店者が遵守すべき必要な事項を定めるものです。

(利用目的)

2. 本チャレンジショップは、当商店街の空き店舗対策と共に、将来的には当商店街に開業するために新規事業者の募集・支援を行う。商店街全体の繁栄、活性を目的とします。

(利用者)

3.
 - 1 チャレンジショップを利用できる者(以下「利用者」という。)は、次項に規定する業者を営む者で、町税等を滞納していない者とする。
 - 2 利用者は大正町市場協同組合(以下「事務局」という。)が指定する施設を活用し、主として飲食業、小売業又はサービス業を営むこととする。
 - 3 1店舗の利用者は、原則として1名とする。ただし、事務局が必要と認めた場合は複数の利用者が共同で1店舗を利用できるものとする。

(利用申込および決定)

4. 出店の申込みから決定までは次の通りです。
 - (1) 申込み
 - ・出店申込書に必要事項を記入のうえ、事務局に提出してください。
 - (2) 審査
 - ・事務局で出店内容を審査いたします。事務局が不相当と判断する場合は、出店をお断りする場合があります。

(使用貸借契約)

5. 事務局は前条第1項目により決定した利用者とチャレンジショップ使用貸借契約書により、チャレンジショップの貸借契約を締結するものとする。

(利用期間)

6. 利用期間は出店日から12ヶ月間出店することができます。ただし、組合の承認により延長することができます。

(営業時間)

7. チャレンジショップの営業時間は午前10時～午後5時までとします。ただし組合が特に必要と認める場合には、これを変更することができます。

(定休日)

8. チャレンジショップの定休日は毎週木曜日とします。ただし、組合が特に必要と認める場合には、これを変更することができます。

(休業)

9. 前条に定める定休日以外の日であって、緊急を要する場合や止むを得ない理由により休業する場合は、必ず事前に組合事務局に連絡し、組合の承認を得なければなりません。

(出店者の義務)

10. 出店者は、円滑な店舗運営のため、次に掲げる事項を遵守してください。
- (1) 店舗内の商品・金銭・貴重品等は、出店者が自己の責任において管理すること
 - (2) 店舗の清掃並びに整理整頓に努めること
 - (3) 組合の承諾なく、休業及び営業時間の変更しないこと
 - (4) 営業時間中は、店舗を無人にしないこと
 - (5) 毎日の売上額、買上客数、売上数量等を所定の用紙により、組合に報告すること
 - (6) 組合が実施するイベント・広報・清掃・消費者アンケート調査等の活動に積極的に協力すること
 - (7) 出店計画について、県や商工会が実施する経営指導を受け入れること

(事業の変更等)

11. 利用者は、事業計画を変更し、または中止しようとするときは、あらかじめチャレンジショップの事業計画変更(中止)承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用店舗)

12. 利用できる店舗は次の通りです。
1. 中城邸(幅 4,800 cm 高さ 2,600 cm 奥行 3,800 cm)

(使用料金等)

13. 毎月の店舗使用料及び組合費については、別表の通りです。
1. 出店者は上記店舗使用料を毎月 20 日までに翌月分をお支払いください。開店月は開店する前月の 20 日までにお支払い下さい。
 2. 店舗使用料は現金とし、組合事務局へ持参してください。ただし組合が特に必要と認める場合には、これを変更することができます。

(店舗の管理)

14. チャレンジショップの店舗の賃貸人より 事務局が借り受け、管理します。

(店舗の運営および管理)

15. チャレンジショップの運営にあたっては、事務局、チャレンジショップ店舗のスタッフによる「チャレンジショップ運営委員会」(以下、「運営委員会」という。)を設けて行います。店舗スタッフは、出店期間中の全営業日を基本とします。但し、店舗スタッフの都合がつかない日が発生した場合は、「事務局」において調整させていただきます。

(破損等の届出)

16. 利用者は、チャレンジショップを破損又は滅失(以下「破損等」という。)したとき直ちに事務局へ届け出なければならない。日常的な商品の破損、盗難などの恐れが

ある場合は、出店者が別途保険などにお入りください。

(禁止事項)

17. 店舗の営業・運営に関して、組合が認めるものを除き、次に掲げる事項・行為は禁止とします
- (1) 店舗区画をはみ出した商品陳列
 - (2) 店舗内での喫煙及び、営業時間内の飲食
 - (3) 組合が指定する場所以外での火気の使用
 - (4) 顧客や他店が迷惑となる臭気、煙、ホコリの発生、または周囲が不快と感じる照明器機の使用や華美な装飾
 - (5) ペンキ・絵具等の塗料を使う作業やライブペインティング
 - (6) 宗教活動、政治活動又はこれに類する活動
 - (7) コンサート、大道芸、後援活動
 - (8) 他者への店舗の転貸、出店者の地位・権利の譲渡
 - (10) 公序良俗又は法令等に反する営業活動

(利用終了後の原状回復)

18. 利用者は利用終了後、7日以内に原状回復しなければならない。
- 1 前項の規定により、原状回復したときは、関係職員の点検を受けなければならない。

(損害賠償)

19. 事務局は、利用者が善良なる管理者としての注意を怠り、チャレンジショップを破損等させた場合は、損害賠償を請求できる。

(事業損益の報告)

20. チャレンジショップに関する事業で発生した収益及び、損失は利用者に帰属するものとする。

(利用実績の報告)

21. 利用者は、毎月末利用実績について、チャレンジショップ利用実績報告書により事務局へ報告しなければならない。

(利用終了後の努力義務)

22. 利用者は利用終了後、チャレンジショップ事業の成果を活かし、当商店街で事業を行うように努めなければならない。

(免許・許可)

23. 取り扱う商品等の販売にあたって必要な免許・許認可等の入手は店舗自身の責任や準備において行うものとします。

(出店・販売禁止項目)

24. 食品衛生法等に反する商品、薬品、生き物、風俗関係、政治、宗教関係、公序良俗に反するもの、その他法律に反するものは出店できません。また、事務局の審査で不適格とされたものは出店できません。

(運営中止の場合)

25. 諸事情でチャレンジショップの運営が継続困難になった場合、事前に1ヶ月前まで

に申し出て下さい。代表者・従業員など店舗に関わる方が、当規約に相反する場合は即解除し、退去を命ずることができます。なお、契約中途であっても利用料金は返却致しません。運営委員会で運営中止が決定された翌月末を持ってチャレンジショップの運営を中止します。

(注意事項)

26. 出店者は店舗営業に当たって次の事項に注意し、心がけて下さい。
- (1)商品の売買に関するトラブル、出店者及び来店者の負傷・人身事故等については出店者の自己責任とします。業務の安全性に十分留意のうえ、営業を行って下さい。
 - (2)商品、展示品、備品、貴重品等の破損・盗難・万引き等については出店者各自の責任で対応してください。
 - (3)什器、陳列棚、包装資材、領収書等、販売に必要なものは出店者各自で準備して下さい。
 - (4)既存の照明器具以外をご用意できません。既存の照明器具以外のもの、または電源を使用する機材等を持ち込む場合は事前にご相談ください。
 - (5)火気・水等を使用する場合は必ず事前にその詳細をお知らせください。
 - (6)壁面・天井等に釘・画鋲・粘着テープ等を使用する際はご相談下さい。
 - (7)商品・什器等の搬入・搬出の方法については、組合と事前に協議の上指示に従って下さい。
 - (8)PR・広報ツールは出店者自らをご用意ください。その際は事前に原稿内容をお知らせください。なお、店舗の基本情報(営業日・営業時間・住所・電話など)に間違いがないようお願いいたします。
 - (9)店舗で発生したゴミ(可燃物・不燃物・ビン・缶・その他)は、出店者が責任をもって管理し、組合の指示に従って処分してください。
 - (10)持ち込み資産及び商品に対する損害保険・火災保険(家財保険)は出店者自身で必要に応じて契約するようにしてください。
 - (11)売上金・釣銭等は店内に不用心に置かず、厳重に管理するようにしてください。
 - (12)他の出店者、近隣の商業者と共存、共栄を図るため、協力関係を築くよう心がけて下さい。
 - (13)日々の開店・閉店作業は組合指示のもと、出店者の責任において行って下さい。
 - (14)出店者が利用する駐車場はをご用意できませんので、予めご了承下さい。
 - (15)出店日告知後の出店者の都合によるキャンセルはくれぐれもご遠慮下さい。
 - (16)その他、店舗営業に関し不明な点等があれば、必ず組合の承認を得るよう心がけて下さい。

(委任)

27. チャレンジショップの利用に関して必要と認める規約の制定改定及びその他必要な事項については、運営委員会において協議し、「事務局」が定めます。

附則

この規約は、平成 29 年 7 月 7 日から施行します。